

公民館運営審議会委員の委嘱について
次の者を公民館運営審議会委員に委嘱する。

2013年(平成25年)11月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 氏名等

ふりがな 氏名	生年月日	住所	選出 区分	新任 再任 の別	備考
さった たかし 薩田 隆			社会教育 関係 者	新任	長後地区

2 任期

2013年(平成25年)11月22日から2015年(平成27年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、公民館運営審議会委員に欠員が生じたことに伴い、社会教育法第30条及び藤沢市公民館条例第4条の規定により補欠の委員を委嘱する必要による。

参 考

社会教育法 抜粋

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

藤沢市公民館条例 抜粋

(運営審議会委員)

第4条 法第29条の規定により、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

3 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 特別の理由がある場合は、任期中でも解嘱することができる。

6 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。